

令和 2 年度第 5 回

南国市農業委員会議事録

令和 2 年 8 月 7 日（金）

令和2年度第5回農業委員会議事録

日 時 令和2年8月7日（金） 午後3時30分～午後4時56分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件

(2) 農地法第4条の規定による許可申請の件

(3) 農地法第5条の規定による許可申請の件

(4) 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 (1) 農地法第3条の3の規定による届出の件

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

(4) 使用貸借の合意解約通知の件

(5) 非農地証明願いの件

(6) 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 14名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

2番 池 正人

3番 田岡 崇

5番 今井 まち

10番 武市 忠雄

11番 末政 隆一

12番 平田 修三

15番 濱田 章孝

16番 垣内 育男

17番 松岡 清

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

欠席者（農業委員 5名）

4番 山本 桂

6番 北村 一弘

7番 西井 一成

13番 瀧田 好典

14番 鈴木 郁馬

出席者（農地利用最適化推進委員 4名）

8番 西岡 祐三

9番 山本 修平

10番 北原 章吾

12番 杉本 和繁

欠席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1番 西本 良平

2番 岩原 英幸

3番 門田 俊一

4番 笥 和幸

5番 金田 善充

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

11番 山北 泰司

13番 武内 俊暁

14番 浜田 勉

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 査 五十嵐 裕一

議事録署名委員

5番 今井 まち

10番 武市 忠雄

会長	それではご案内の時間が参りましたので、第5回定例総会を行います。皆様方におかれましては、早稲の刈り取りとか、この猛暑で非常にお疲れのところ、また8月は15時30分からということで懇親会も計画しておりましたが、局長から言いましたように、ちょっと高知でもコロナが出始めたということで本日の懇親会は中止となっています。なお今後におきましても農業委員、推進委員全員が集まっての総会ということも検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。定例総会の本日の欠席届が出ております。4番の山本委員、6番の北村委員、7番の面井委員、13番の濱田委員、14番の鈴木委員。推進委員では7番の利岡委員、11番の山北委員から連絡を受けております。本日の議事録署名人ですが、5番の今井委員と10番の武市委員よりよろしくお願いします。今月の現地確認ですが、8月24日、月曜日13時から事務局に集合していただきたいと思います。農業委員では18番の森尾委員と2番の池委員、それと推進委員では10番の北原委員かまいませんか。よろしくお願いをいたします。それでは本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件と農地法第4条の規定による許可申請の件、それと農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。議案外が資料に載っておりますが、非農地証明のことで後ほど協議もお願いしたいと思います。協議内容では、非農地証明に係る協議、それと南国市農業振興地域整備計画変更案について農林水産課から来てくれます。それと農地パトロールについてとなっておりますので協議をお願いしたいと思います。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年8月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数4件、申請受理面積、田2,988㎡、畑408㎡、計3,396㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号23号です。譲受人は58歳。申請地は東崎、田2筆で2,057㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得し、経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻と二人の子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。23号については以上です。 受付番号24号です。譲受人は58歳。申請地は岡豊町中島の田、889㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人と父と母

	が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。24号については以上です。 受付番号25号。譲受人は69歳。申請地は岡豊町中島の田、42㎡。売買による所有権移転で、所有地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人は、管理機以外は保有していないため、トラクターなどは借りているとのこと。農作業歴は30年で、農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。25号については以上です。 受付番号26号です。譲受人は63歳。申請地は岡豊町滝本の畑、408㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、条件不利地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、ショウガを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上23号から26号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年8月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田41㎡、畑0、計41㎡。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は4ページ、受付番号4号、別紙は1ページをご覧ください。申請地は左右山の田、41㎡。被相続人名義の農地を、その相続人が申請者となり、墓地へ転用するものです。現在の墓地が左右山の山中にあり、管理上都合が悪いため申請地に移設する目的です。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地区域に区分されるため立地基準を満たします。つづいて別紙の2ページ

	です。土地の利用計画は上段に示す図のとおりです。排水は下段で示すよう隣接する所有農地に雨水を浸透させる計画です。周辺営農への影響につきましては、隣接地はすべて所有地、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令は、墓地経営許可申請中です。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございましたが、この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年8月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数2件。申請受理面積、田 115 m²、畑 0、他 284.29 m²、計 399.29 m²。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第3号を説明します。議案書は6ページ、受付番号17号からです。別紙位置図は3ページです。申請地は岡豊町中島、登記地目が宅地、現況が田の土地、284.29 m²。売買による所有権移転で自己住宅への転用です。譲受人は、高知医大に勤務しており通勤に便利であること、また妻の実家に住居が近く、今後の相互扶助を考え申請地に建築するものです。申請地は集団農地内にある第1種農地ですが、目的および周囲の集落と接続が確認できるため立地基準を満たします。つぎに別紙の4ページです。申請地の敷地内は北側の市道高までかさ上げ、整地し、図の通り配置します。排水計画については次の5ページをご覧ください。住宅からの汚水は浄化槽を経由させ、敷地内最終樋で雨水と合流させたものを図に示す経路で、南側水路まで排水管をひき放流します。この排水経路について具体的に説明します。まず排水管については、申請地〇〇番を出たのち、さきほど議案第1号で義父が取得する農地〇〇番、そして義父所有農地〇〇番、〇〇番を通します。排水管は地表より 30cm 下部に埋設する計画で、いずれも農地の端の部分で、作付け自体はしていないことから営農への支障がないとの理由で、所有者である義父より、排水管理設の同意を得ております。そして水路への放流については、市の排水同意を得ています。以上が排水計画です。周辺営農への影響につきましては、被害防除計画が提出されており、万一の場合は申請者で責任をもって対応する旨が記載されております。他法令については、開発許可の申請中です。本件は以上です。

	つづきまして受付番号18号、別紙は6ページです。申請地は岡豊町常通寺島の田、2筆、115㎡。贈与による所有権移転を行い自己住宅へ転用するものです。6ページの位置図に示すように、斜線で示す申請地、そしてその南側にあります、当月の議案外報告で非農地証明を発行する土地とを一体的に利用するもので、その敷地面積は350㎡となります。現在、譲受人家族は賃貸住宅で生活しており、父である譲渡人の住居に近い申請地を選定しています。申請地の農地区分は集団農地内にある第1種農地です。非農地を一体利用する場合、全体面積に占める第1種農地が三分の一を超えなければ、例外的に立地基準を満たします。今回の場合ですと、全体の合計面積は350㎡、農地転用を行います第1種農地の面積は115㎡のため、三分の一を超えないことから基準を満たすことになります。つぎに別紙7ページです。敷地内は現況高で整地を行い、図の通り配置します。利用計画は7ページのとおりです。つぎに排水計画は8ページに載っています。住宅からの汚水は浄化槽を経由、雨水は集水桝で集め、それらを西側水路に放流する計画で、現在排水同意の手続き中です。周辺営農への影響については、隣接農地の同意を取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しています。他法令については開発許可見込みを確認しました。以上となります。
会長	事務局より説明がございましたが、この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年8月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。受付番号90号です。本案件は、市が農地利用集積円滑化事業により農地を借入れしようとするもので、3年の使用貸借権を設定するものです。借入れする農地は、西山の田2筆で、現在ハウスが建てられています。市はこのハウスを譲り受けて修繕し、サポートハウスとして今後利用する予定で、併せて研修等事業も実施する予定です。新規就農者がサポートハウスとして利用する場合は、市との利用権設定は解約し、土地所有者と新規就農者が直接利用権設定をするようになります。90号については以上です。 91号です。借人は64歳。申請地は立田の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作る

	というものです。賃料は総額 32,000 円を口座振込するというものです。 9 2 号です。本案件は、貸人が相続税の納税猶予を受けるため、農作業受託契約から利用権設定へ変更するものです。借人は 4 0 歳。申請地は物部の田で、5 年の賃借権を設定して牧草を作るというものです。賃料は、1 0 筆で 50,000 円を口座振込するというものです。 9 3 号です。借人は 7 8 歳。申請地は大埞と前浜の田畑で、1 0 年の賃借権を設定して水稻と野菜を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg 相当の金額を口座振込するものです。 9 4 号です。借人は 7 1 歳。申請地は小籠の田で、1 0 年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg 相当の金額を口座振込するものです。 9 5 号です。借人は 3 4 歳。申請地は里改田の田で、1 5 年の使用賃借権を設定してピーマンを作るというものです。 9 6 号です。借人は 3 4 歳。申請地は金地の田で、5 年の使用賃借権を更新して水稻を作るというものです。以上、9 0 号から 9 6 号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 3 項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございましたが、これについて質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	円滑化事業の件、これ妙に分からんけど。南国市がやるのが。
藤田次長	そうです。
平田委員	これいくらで。借賃。
藤田次長	借賃は、こちら使用賃借になるので無償になります。
平田委員	1 年間？ 2 年間？
藤田次長	3 年間です。
平田委員	新規就農者？
藤田次長	新規就農者が借りるわけではなくて、とりあえず市が借りて、ハウスを修繕して研修事業をやった後に、つぎの新規就農者が使う場合にはそこで解約して、そのあと新規就農者と土地の所有者が利用権を設定するものです。
平田委員	新規就農者のために使わせちゃろうということやけど、それも無償ということ。
藤田次長	つぎに新規就農者が借りる場合には、土地の所有者との話し合いになるんですけど。無償ということにはならないかと。安くは借り入れができるんじゃないかなと思いますけど。
平田委員	これ初めての事業やないかえ。
会長	これ農林水産課？

藤田次長	そうです。
平田委員	はっきりは決まってない？
藤田次長	はい。まだ次にどなたが入るかということは決まってないです。
平田委員	はい、分かりました。
会長	他にございませんか。
藤田次長	訂正させてください。初めてということでしたけど、去年の秋くらいに一度同じような、この地主さんから同じように市が借り入れて、もう既に新規就農者の方が契約して使っているハウスがあります。初めてではなかったです。
会長	はい、勉強不足や。他にございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	承認といたします。以上で議事は終了します。
協議事項	
(1) 非農地証明願いに係る協議	
(2) 南国市農業振興地域整備計画変更案について	
(3) 農地パトロール(農地利用状況調査)について	
(午後4時56分閉会)	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長 武市 義雄

議事録署名委員 武市 忠雄

議事録署名委員 今井 孝